

## 審査基準

平成22年4月1日作成

法令名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項：第39条
処分の概要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行令第32条の2
審査基準： 次のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行う。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標準処理期間：2日
申請先： 1 長野県警察本部交通部交通規制課 2 長野県警察本部交通部高速道路交通警察隊 3 警察署の交通課又は交通第二課
問い合わせ先：長野県警察本部交通部交通規制課管理係（電話：026-233-0110）
備考：